

改正

令和3年3月17日地域包括ケア推進室長決裁

令和3年4月20日地域包括ケア推進室長決裁

令和7年8月21日地域包括ケア推進室長決裁

大船渡市地域助け合い協議会設置要綱

(設置)

第1 地域における支え合い活動の創出に向けた取組並びに地域包括ケアに関し市内の関係団体の連携及び一体化を要する取り組むべき課題を協議するため、大船渡市地域助け合い協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市域における支え合い活動の推進に関すること。
- (2) 各地区を単位とする助け合い活動の推進に関すること。
- (3) 多様な主体による生活支援サービスの提供に関すること。
- (4) 介護保険制度及び支え合い活動の調査及び研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支え合い活動の取組に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 協議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共的団体に属する者
- (3) 介護事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則(令和3年3月17日地域包括ケア推進室長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和3年4月20日地域包括ケア推進室長決裁)

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

附則(令和7年8月21日地域包括ケア推進室長決裁)

この要綱は、令和7年8月21日から施行する。